多子世帯に対する授業料等無償化に係る Q&A（在学生向け）

1．申請関係	
Q1：	**多子世帯に対する授業料等無償化の申請をしたいです。どうすればよいですか？**
A1：	新規に『日本学生支援機構 給付奨学金』に申請する必要があります。 給付奨学金に申請し、多子世帯として採用された場合、授業料が無償化となります。 ※既に日本学生支援機構の給付奨学生の場合は、申請不要です。
Q2：	**申請期間はいつですか？**
A2：	年に２回あります。４月上旬と 10 月上旬です。 申請開始日の前週には、窓口で申請書類の配付を行っております。 ※なお、2025 年は 4 月 28 日(月)～5 月 9 日(金)〔土日祝日を除く〕の期間も申請を受け付けます。
Q3：	**多子世帯に対する授業料の無償化は、親の所得によらず支援を受けられると聞きました。多子世帯であれば、だれでも支援が受けられますか？**
A3：	所得以外にも要件があります。 所得以外の要件を満たし、給付奨学金に申請し採用された場合に支援が受けられます。また、採用後も、毎年、学力や家計状況、扶養状況等について確認を行います。そこで、対象外と判定された場合は、たとえ多子世帯であっても、支援が停止することになりますので、ご注意ください。
Q4：	**過去に留年したことがあります。申請できますか？**
A4：	基本的に、修業年限で卒業ができないことが確定している場合は、学業要件を満たさず、申請ができません。但し、災害・疾病等のやむを得ない事由がある場合は、申請できる場合があります。
Q5：	**大学院生です。本制度の対象になりますか？**
A5：	対象外です。
Q6：	**留学生です。本制度の対象になりますか？**
A6：	対象外です。
2．授業料関係	
Q7：	**多子世帯に対する授業料等無償化に申請予定です。一旦授業料を納める必要がありますか？**
A7：	通常、前期は５月、後期は 11 月に授業料の口座振替を行いますが、給付奨学金に申請いただいた場合は、判定結果がでるまで、口座振替は行いません。多子無償化の対象と認定された場合はそのまま全額免除となり口座振替は行いません。不採用の場合、前期は８月下旬、後期は１月下旬に口座振替を行います。

３．その他	
Q8：	**多子世帯とは、どのような世帯をいいますか？**
A8：	基本的に、学生の父母が扶養する子が３人以上いる世帯を指します。詳細は、学生総合支援センターHP でご案内しておりますので、まずはそちらをご確認ください。 ★多子世帯の詳細は→→こちら
Q9：	**３人兄弟ですが、最近、兄が就職しました。多子世帯には該当しないでしょうか？**
A9：	扶養から外れた兄弟姉妹は、カウントされないため、多子世帯ではなくなります。 但し、多子世帯の判定には少し過去の扶養状況が使用されます。時期によっては申請して採用される場合もあります。詳細は学生総合支援センターHP でご案内しております。 ★多子世帯の詳細は→→こちら
Q10：	**多子世帯に対する授業料等無償化の対象となった場合、過去に支払った入学料や授業料も無償化となりますか？**
A10：	なりません。 （例）2025 年 10 月に申請し、採用された場合は、2025 年度後期分授業料から無償化の対象です。
Q11：	**多子世帯に対する授業料等無償化の支援を受けるにあたり、気を付けなければいけないことはありますか？**
A11：	日本学生支援機構 第一種奨学金（無利子）の貸与を受けている（受ける）場合、第一種奨学金の額が自動的に調整されます（これを、「併給調整」と言います）。調整後の額は 0 円や少額となります（★詳細は HP に掲載しています→→こちら）。学生生活を送る上で、奨学金が不足するという場合は、第二種奨学金（有利子）等の申請をご検討ください。 また、年に 1 度、支援の継続が可能か学業成績を確認します。成績が基準を満たさない場合、支援の停止や廃止となります。さらに、学業成績が著しく不良でやむを得ない事由がない場合、無償化となった額の授業料の返還が必要となりますので、ご注意ください。
Q12：	**多子世帯に該当しているはずなのに、多子世帯と認定されませんでした。なぜですか？**
A12：	多子世帯の考え方に、誤解がある可能性があります。まずは、HP で要件等をご確認ください。 ★多子世帯の詳細は→→こちら また、多子世帯の判定には、住民税情報が用いられております。年末調整や確定申告で、扶養親族の申告漏れがある場合、多子世帯であっても認定されません。また、申請者本人は、必ず生計維持者に扶養されている必要があります。 ※本制度でいう扶養とは、健康保険の扶養ではありません。

（2025.4.14 版）

※ 新入生向け Q&A は→→こちら